



長野県報

12月23日(木)

令和3年

(2021年)

第266号

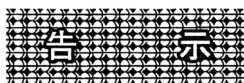
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	5

公告

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	6
土地改良区の管理規程の認可(農地整備課).....	6
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	7
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課).....	7
令和3年度定期監査の結果に関する報告の公表(監査委員事務局).....	8



長野県告示第665号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
松本協立病院	松本市巾上9番26号	令和6年12月27日

医療政策課

長野県告示第666号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上田市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
(1)立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第667号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第668号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

阿智村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第669号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第670号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第671号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
木曾町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
木曾町（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第672号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字仁礼字仙仁山3153の1120（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第673号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字仁礼字仙仁山3153の1120（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県松本建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年1月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月23日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩尻鍋割穂高線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市大字笹賀500番の18地先から 松本市大字笹賀416番の2地先まで	旧	m	Km
		9.5 ~ 15.3	0.2423
		-----	-----
		8.5 ~ 19.5	0.2596
同 上	新	10.3 ~ 22.5	0.2423

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年1月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月23日

長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

- 1 路線名 松川大鹿線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡松川町生田4663番の11地先から
下伊那郡松川町生田4653番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年12月23日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

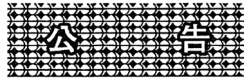
その関係図面は、告示の日から令和4年1月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月23日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 1 路線名 塩尻鍋割穂高線
- 2 供用を開始する区間
松本市大字笹賀500番の18地先から
松本市大字笹賀416番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年12月25日

道路管理課

**公告**

令和3年12月16日、五郎兵衛用土地改良区の定款変更を認可しました。
令和3年12月23日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

農地整備課

公告

令和3年11月29日、長野県勘左衛門土地改良区の管理規程を認可しました。
令和3年12月23日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

概要

奈良井川取水施設及び梓川取水施設管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び操作
- 第4章 洪水警戒体制時及びかんばつ時における措置に関する事項

農地整備課

公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。
令和3年12月23日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

理事**新任**

氏名 住所
武田 篤明 松本市梓川1384番地2

退任

氏名 住所
萩原 邦彦 松本市梓川上野515番地1

農地整備課